

(照会先)  
独立行政法人国立病院機構  
近畿グループ  
担当：参事（人事担当）水野  
人事係長 金本  
電話 06-4790-8388

令和8年9月17日  
独立行政法人国立病院機構  
近畿グループ担当理事部門

## 職員の懲戒処分について

国立病院機構東近江総合医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第16号に基づく懲戒処分を行いました。

| 事 項       | 内 容                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 事 案 の 概 要 | 行為者は、通勤方法を偽って通勤手当を不正受給するとともに、職員用駐車場を不適切に利用したため、懲戒処分を受けたものである。 |
| 処 分 年 月 日 | 令和8年9月17日                                                     |
| 処 分 量 定 等 | 独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター<br>行為者 臨床検査技師 （20歳代） 量定：戒告            |